

# 防災基本計画修正

## 新旧対照表

平成30年6月

第1編 総則

修正前	修正後
<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災の基本理念及び施策の概要 (略)</p> <p>○防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は以下の通りである。なお、施策を実施するため、<u>災害救助関係費用</u>の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、地方公共団体は、災害対策基金等の積立、運用等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、<u>避難所の適切な運営管理を行う。</u>また、被災状況に応じ、<u>応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動</u>を行う。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第5章 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項</p> <p>1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</p> <p>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国と地方公共団体間及び地方公共団体間の相互支援体制を構築すること。また、国及び地方公共団体と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。</p> <p>(略)</p> <p>4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</p> <p>被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する<u>避難所</u>の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災の基本理念及び施策の概要 (略)</p> <p>○防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は以下の通りである。なお、施策を実施するため、<u>災害応急対策のための災害救助関係費用</u>の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、地方公共団体は、災害対策基金等の積立、運用等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況に応じ、<u>指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動</u>を行う。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行う</u>とともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第5章 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項</p> <p>1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</p> <p>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国と地方公共団体間及び地方公共団体間の相互支援体制を構築すること。また、国及び地方公共団体と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。<u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</p> <p>被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する<u>指定避難所</u>の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>1 災害に強い国づくり</p> <p>(1) 主要交通・通信機能の強化</p> <p>○国〔国土交通省，総務省等〕，公共機関〔鉄道事業者，高速道路事業者，空港事業者，電気通信事業者等〕及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害に強いまちづくり</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は，避難場所，<u>避難所</u>，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。</p> <p>・「最低3日間，推奨1週間」分の食料，飲料水，携帯トイレ・簡易トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策，飼い主による家庭動物との同行避難や<u>避難所</u>での飼養についての準備，保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>(略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p>	<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>1 災害に強い国づくり</p> <p>(1) 主要交通・通信機能の強化</p> <p>○国〔国土交通省，総務省等〕，公共機関〔鉄道事業者，高速道路事業者，空港事業者，電気通信事業者等〕及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。<u>特に，災害時も含めた安定的な輸送を確保するため，国〔国土交通省〕は物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し，機能強化，重点支援を実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 災害に強いまちづくり</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は，避難場所，<u>指定避難所</u>，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。</p> <p>・「最低3日間，推奨1週間」分の食料，飲料水，携帯トイレ・簡易トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策，飼い主による家庭動物との同行避難や<u>指定避難所</u>での飼養についての準備，保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</p> <p>(略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、<u>社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</u>その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>○国〔内閣府、経済産業省等〕及び地方公共団体は、<u>企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。</u>また、<u>企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、<u>社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</u>その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u>具体的には、<u>各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u>予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組やを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p> <p>○国〔内閣府、経済産業省等〕、<u>地方公共団体及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。</u>また、<u>国〔内閣府、経済産業省等〕及び地方公共団体は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものと<u>する</u>。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておく，輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものと<u>し，協定締結などの連携強化に当たっては，実効性の確保に留意するものとする</u>。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておく，輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p><u>○都道府県及び市町村は，災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて，あらかじめ救助に必要な施設，設備，人員等について意見交換を行うとともに，事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど，調整を行っておくものとする。</u></p>
<p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府等〕，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の<u>形式を標準化し</u>，共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>○国，地方公共団体等は，平常時より自然情報，社会情報，防災情報等の防災関連情報の収集，蓄積に努め，総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ，防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか，必要に応じ，災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。国等は，これらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう，情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化に努めるものとする。さらに，国〔内閣府〕は，関係機関の協力を得て，これらの情報の共有及び利活用に係るルール等を<u>検討するものとする</u>。</p>	<p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府等〕，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報<u>を</u>，共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>○国，地方公共団体等は，平常時より自然情報，社会情報，防災情報等の防災関連情報の収集，蓄積に努め，総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ，防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか，必要に応じ，災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。国等は，これらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう，情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化に努めるものとする。さらに，国〔内閣府〕は，関係機関の協力を得て，これらの情報の共有及び利活用に係るルール等を<u>作成し，必要に応じて見直しを図るとともに，個別の情報毎に，関係機関間での共有及び利活用に向けた調整・検討を関係機関と行うものとする</u>。その際，AI，ビッグデータ，宇宙技術等の活用も併せて検討するものとする。</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制 ○都道府県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>○市町村は、都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、<u>ドクターヘリの運用体制</u>の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体における円滑な<u>保健衛生活動</u>を支援する災害時健康危機管理支援チームの整備が促進されるよう、<u>都道府県等の保健師等に対する教育研修を推進するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省等〕、地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 救助・救急、医療及び消火活動関係 (3) 消火活動関係</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制 ○都道府県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、<u>実効性の確保に努め</u>、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>○市町村は、都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、<u>実効性の確保に努め</u>、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、<u>ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制</u>の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体における円滑な<u>保健医療活動</u>を支援する災害時健康危機管理支援チームの整備が促進されるよう、<u>支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修を推進するものとする。</u></p> <p><u>○都道府県等は、災害時健康危機管理支援チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省等〕、地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p><u>○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムに基づく全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国〔総務省、消防庁〕は、研修等を通じて、全国における災害対策の質的向上の観点も含め、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員の育成、確保を図るものとする。</u></p> <p>5 救助・救急、医療及び消火活動関係 (3) 保健衛生活動関係</p>

修正前	修正後
(新設)	○都道府県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療調整本部」という。）の整備に努めるものとする。
(新設)	○国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣に関する要請に基づき、被災地方公共団体以外の地方公共団体との調整を行う体制を整備するとともに、災害時の保健医療活動に関する研究及び研修を推進する。
(新設)	○国〔厚生労働省〕は、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所による総合調整等の円滑な実施を応援するため、都道府県・保健所設置市及び特別区に対し、必要な研修・訓練を実施するものとする。
(新設)	○地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。
(3) 消火活動関係 (略)	(4) 消火活動関係 (略)
6 緊急輸送活動関係 ○地方公共団体は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、（火山災害においては、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ）、関係機関と協議の上、都道府県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、 <u>各避難所</u> に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。 (略)	6 緊急輸送活動関係 ○地方公共団体は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、（火山災害においては、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ）、関係機関と協議の上、都道府県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、 <u>各指定避難所</u> に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。 (略)
7 避難の受け入れ及び情報提供活動関係 ○都道府県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。 (略)	7 避難の受け入れ及び情報提供活動関係 ○都道府県 <u>(救助実施市)</u> は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。 (略)
(1) 避難誘導 ○市町村は、 <u>避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所</u> をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 (略) (3) 指定避難所 (略)	(1) 避難誘導 ○市町村は、 <u>避難路、指定緊急避難場所等</u> をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 (略) (3) 指定避難所 (略)

修正前	修正後
<p>○市町村は、<u>公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>○市町村は、<u>一般の避難所</u>では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、<u>介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、<u>学校を避難所</u>として指定する場合には、<u>学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</u></p> <p>○市町村は、<u>指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、<u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>○市町村は、<u>指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>○市町村及び各避難所の運営者は、<u>避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、<u>安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) 帰宅困難者対策</p> <p>○首都圏を始めとする大都市圏においては、<u>公共交通機関が運行を停止した場合（火山災害において降灰の影響を受けている場合を含む。）、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集</u></p>	<p>○市町村は、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>○市町村は、<u>一般の指定避難所</u>では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、<u>必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、<u>学校を指定避難所</u>として指定する場合には、<u>学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</u></p> <p>○市町村は、<u>指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、<u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>○市町村は、<u>指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>○市町村及び各指定避難所の運営者は、<u>指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、<u>安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) 帰宅困難者対策</p> <p>○首都圏を始めとする大都市圏においては、<u>公共交通機関が運行を停止した場合（火山災害において降灰の影響を受けている場合を含む。）、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集</u></p>



修正前	修正後
<p>集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。 (略)</p> <p>8 物資の調達、供給活動関係 (略)</p> <p>○地方公共団体は、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>○国〔内閣府〕は、物資の配送・到着状況や避難所等のニーズを把握するため、地方公共団体や物流事業者、物資調達企業などが情報共有できるシステムの整備に努めるものとする。</p> <p>○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、消防庁、国土交通省等〕は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みを、あらかじめ構築するものとする。</p> <p>○国〔国土交通省、消防庁等〕及び地方公共団体は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。 (新設)</p> <p>11 災害復旧・復興への備え (1) 災害廃棄物の発生への対応 (略)</p> <p>○市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策</p>	<p>客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。 (略)</p> <p>8 物資の調達、供給活動関係 (略)</p> <p>○地方公共団体は、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>○国〔内閣府〕は、物資の配送・到着状況や指定避難所のニーズを把握するため、地方公共団体や物流事業者、物資調達企業などが情報共有できるシステムの整備に努めるものとする。</p> <p>○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、消防庁、国土交通省等〕は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに指定避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みを、あらかじめ構築するものとする。</p> <p>○国〔国土交通省、消防庁等〕及び地方公共団体は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。 ○都道府県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。</p> <p>11 災害復旧・復興への備え (1) 災害廃棄物の発生への対応 (略)</p> <p>○市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策</p>

修正前	修正後
<p>2 住民等の避難誘導 (略)</p> <p>○市町村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を <u>開設</u> し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 (略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p>○電気通信事業者は、災害時において、国、地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。 (新設)</p> <p>5 広域的な応援体制 (略)</p> <p>○国〔国土交通省〕は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、当該港湾管理者が行う利用調整等の <u>管理業務に対する支援を実施</u> するものとする。 (略)</p> <p>○ライフライン事業者は、必要に応じ、応急対策に関し広域的な応援体制をとるよう努めるものとする。 (新設)</p> <p>第4節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略)</p> <p>○<u>現地対策本部は、必要に応じ、又は地方公共団体の要請に基づき、災害派遣医療チーム(DMAT)等派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行うものとする。</u> (略)</p> <p>(2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣 (略)</p>	<p>2 住民等の避難誘導 (略)</p> <p>○市町村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を <u>開放</u> し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 (略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p>○電気通信事業者は、災害時において、国、地方公共団体等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。 <u>○電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔総務省〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。</u></p> <p>5 広域的な応援体制 (略)</p> <p>○国〔国土交通省〕は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、当該港湾管理者が行う利用調整等の <u>管理業務を実施</u> するものとする。 (略)</p> <p>○ライフライン事業者は、必要に応じ、応急対策に関し広域的な応援体制をとるよう努めるものとする。 <u>○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム(災害マネジメント総括支援員による支援を含む。)に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。</u></p> <p>第4節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略)</p> <p>○被災都道府県は、災害派遣医療チーム(DMAT)等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行うものとする。 <u>○現地対策本部は、被災地域内の医療体制の状況把握に努め、必要に応じて関係機関と調整を行う。</u> (略)</p> <p>(2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣 (略)</p>

修正前	修正後
<p>○全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の<u>被災地内</u>での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮する。 （略）</p> <p>○<u>被災地域を含む都道府県</u>は、その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。 （略）</p> <p>○都道府県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、<u>避難所</u>、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p>	<p>○全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の<u>被災地域内</u>での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮する。 （略）</p> <p>○<u>被災都道府県</u>は、その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等<u>やドクターヘリ</u>の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。 （略）</p> <p>○都道府県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、<u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u>、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、<u>指定避難所等</u>、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p>
<p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針</p> <p>(2) 輸送対象の想定</p> <p>二 第2段階</p> <p>ウ 傷病者及び被災者の<u>被災地外</u>への輸送 （略）</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(3) 道路啓開等 （略）</p> <p>○国〔国土交通大臣〕は、道路管理者である都道府県及び市町村又は港湾管理者に対し、国〔農林水産大臣〕は、漁港管理者に対し、都道府県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。 （新設）</p> <p>（略）</p> <p>(4) 航路等の障害物除去等 （略）</p>	<p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針</p> <p>(2) 輸送対象の想定</p> <p>二 第2段階</p> <p>ウ 傷病者及び被災者の<u>被災地域外</u>への輸送 （略）</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(3) 道路啓開等 （略）</p> <p>○国〔国土交通大臣〕は、道路管理者である都道府県及び市町村又は港湾管理者に対し、国〔農林水産大臣〕は、漁港管理者に対し、都道府県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。 ○国〔国土交通省〕は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、<u>国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。</u></p> <p>（略）</p> <p>(4) 航路等の障害物除去等 （略）</p>

修正前	修正後
<p>○港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>非常本部等</u>に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>○災害発生後（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）、被災者を速やかに <u>避難誘導し、安全な避難所に受入れることにより、安全が確保されるまでの間あるいは住家の被害を受け復旧がなされるまでの間</u>、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものでもある。<u>さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。</u></p> <p>2 指定緊急避難場所</p> <p>○市町村は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設</u>し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>3 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、<u>避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>(2) <u>避難所</u>の運営管理等</p> <p>○市町村は、<u>各避難所</u>の適切な運営管理を行うものとする。この際、<u>避難所</u>における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、<u>避難所</u>の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>○市町村は、それぞれの<u>避難所</u>に受入れている避難者に係る情報及び<u>避難所</u>で生活せず <u>食事のみ</u>受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。</u></p>	<p>○港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>国〔国土交通省、農林水産省〕</u>に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努めるものとする。<u>国〔国土交通省、農林水産省〕は、報告を受けた事項を非常本部等に報告する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>○災害発生後（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）、被災者を速やかに <u>避難場所へ避難誘導することは人命の確保につながるものである。</u></p> <p>○<u>住家の被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所で</u>当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。</p> <p>○<u>応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。</u></p> <p>2 指定緊急避難場所</p> <p>○市町村は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放</u>し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>3 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、<u>指定避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p>(2) <u>指定避難所</u>の運営管理等</p> <p>○市町村は、<u>各指定避難所</u>の適切な運営管理を行うものとする。この際、<u>指定避難所</u>における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、<u>指定避難所</u>の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>○市町村は、それぞれの<u>指定避難所</u>に受入れている避難者に係る情報及び<u>指定避難所</u>で生活せず <u>食料や水等を</u>受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。</u></p>

修正前	修正後
<p>○市町村は、<u>避難所</u>における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>避難所</u>の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、<u>避難所</u>における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、<u>避難所</u>の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>避難所</u>における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難所</u>の運営に努めるものとする。</p> <p>○市町村（都道府県）は、やむを得ず<u>避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、災害の規模等に<u>かんがみて</u>、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、<u>避難所</u>の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>4 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県による応急仮設住宅の提供</p> <p>○被災都道府県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国〔内閣府〕と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達</p> <p>○被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>○市町村は、<u>指定避難所</u>における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や<u>指定避難所</u>の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、<u>指定避難所</u>における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、<u>指定避難所</u>の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定避難所</u>における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>指定避難所</u>の運営に努めるものとする。</p> <p>○市町村（都道府県）は、やむを得ず<u>指定避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、災害の規模等に<u>かんがみ</u>、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、<u>指定避難所</u>の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>4 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県（<u>救助実施市</u>）による応急仮設住宅の提供</p> <p>○被災都道府県（<u>救助実施市</u>）は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国〔内閣府〕と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達</p> <p>○被災都道府県（<u>救助実施市</u>）は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>（略）</p>

修正前	修正後
<p>○要請を受けた資機材関係省庁は、とるべき措置を決定し、非常本部等及び被災都道府県に通報するものとする。</p> <p>○資機材関係省庁は、とるべき措置について、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>5 広域一時滞在</p> <p>○被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、<u>避難所</u>を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 要配慮者への配慮</p> <p>(略)</p> <p>○避難誘導、<u>避難所</u>での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に<u>避難所</u>での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。</p> <p>7 帰宅困難者対策</p> <p>○首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し（火山災害における降灰の影響を含む。）、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、<u>滞在場所</u>の確保等の支援を行うとともに、<u>滞在場所</u>の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した<u>滞在場所</u>の運営に努めるものとする。</p> <p>第7節 物資の調達、供給活動</p> <p>(2) 地方公共団体による物資の調達、供給</p>	<p>○要請を受けた資機材関係省庁は、とるべき措置を決定し、非常本部等及び被災都道府県（<u>救助実施市</u>）に通報するものとする。</p> <p>○資機材関係省庁は、とるべき措置について、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請を行うものとする。</p> <p>○都道府県は、<u>応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。</u></p> <p>5 広域一時滞在</p> <p>○被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、<u>指定避難所</u>を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 要配慮者への配慮</p> <p>(略)</p> <p>○避難誘導、<u>指定避難所等</u>での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に<u>指定避難所等</u>での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。</p> <p>7 帰宅困難者対策</p> <p>○首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し（火山災害における降灰の影響を含む。）、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、<u>一時滞在施設</u>の確保等の支援を行うとともに、<u>一時滞在施設</u>の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した<u>一時滞在施設</u>の運営に努めるものとする。</p> <p>第7節 物資の調達、供給活動</p> <p>(2) 地方公共団体による物資の調達、供給</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○被災都道府県は広域物資輸送拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、<u>避難所</u>までの輸送体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 国による物資の調達，供給</p> <p>(略)</p> <p>○国は，被災地方公共団体が，被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては，被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき，被災地からの要請がなくても，被災地方公共団体に対し，物資の供給を確保し，輸送を開始するものとする。その際に，引き渡し場所より先の<u>各避難所</u>までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>○被災都道府県は広域物資輸送拠点を，被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し，<u>指定避難所等</u>までの輸送体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 国による物資の調達，供給</p> <p>(略)</p> <p>○国は，被災地方公共団体が，被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては，被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき，被災地からの要請がなくても，被災地方公共団体に対し，物資の供給を確保し，輸送を開始するものとする。その際に，引き渡し場所より先の<u>各指定避難所等</u>までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第8節 保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動</p> <p>○<u>避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。</u>また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体対策を遅滞なく進める。</p> <p>1 保健衛生</p> <p>○国〔厚生労働省〕及び地方公共団体は，被災地，特に<u>避難所</u>においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，<u>保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。</u></p> <p>○市町村は，<u>避難所</u>の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○市町村（都道府県）は，被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動</p> <p>○<u>指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。</u>また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体対策を遅滞なく進める。</p> <p>1 保健衛生</p> <p>○国〔厚生労働省〕及び地方公共団体は，被災地，特に<u>指定避難所</u>においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，<u>公衆衛生医師，保健師，管理栄養士等の応援派遣計画の作成など保健衛生活動の調整を行うものとする。</u></p> <p>○市町村は，<u>指定避難所等</u>の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○市町村（都道府県）は，被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○都道府県等は，被災都道府県の要請に基づき，<u>被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため，災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>
<p>第11節 自発的支援の受入れ</p>	<p>第11節 自発的支援の受入れ</p>

修正前	修正後
<p>1 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>○また、地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</p> <p>第3章 災害復旧・復興 第2節 迅速な現状復旧の進め方 1 被災施設の復旧等 (略)</p> <p>○国〔総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等〕は、ライフライン施設等の復旧のため、復旧事業の執行に係る <u>作業許可手続</u> の簡素化を可能な範囲で図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省〕及び都道府県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた <u>地方公共団体</u> から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、<u>当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>1 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>○また、地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体 <u>及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</u>、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握 <u>する</u>。これにより、<u>連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</u></p> <p>第3章 災害復旧・復興 第2節 迅速な現状復旧の進め方 1 被災施設の復旧等 (略)</p> <p>○国〔総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等〕は、ライフライン施設等の復旧のため、復旧事業の執行に係る <u>手続</u> の簡素化を可能な範囲で図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省〕及び都道府県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた <u>地方公共団体又はその団体の長</u> から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、<u>当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。</u></p> <p><u>○国〔国土交通省〕は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。</u></p> <p><u>○国〔国土交通省〕は、重要物流道路及びその代替・補完路について、都道府県又は市町村から要請があり、かつ当該都道府県等又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で当該都道府県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p><u>○国〔国土交通省〕及び独立行政法人水資源機構は、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、都道府県知事等から要請があり、かつ当該都道府県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要</u></p>



第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>第3節 計画的復興の進め方 2 防災まちづくり (略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）及び災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。</p>	<p>する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を当該都道府県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、当該都道府県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、都道府県等に対する支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 計画的復興の進め方 2 防災まちづくり (略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）、<u>災害廃棄物及び堆積土砂</u>の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。</p>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 地震に強い国づくり，まちづくり</p> <p>3 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 建築物の安全化</p> <p>(略)</p> <p>○国，地方公共団体及び施設管理者は，建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策，ブロック塀及び家具の転倒防止対策，エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また，国は，<u>超高層ビルにおける長周期地震動対策として，設計基準の見直しや，長周期地震動に関する情報提供を図るものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 崖地，液状化対策等</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに，<u>滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において，宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省〕，地方公共団体及び公共・公益施設の管理者は，埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして，浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに，施設の特性を踏まえた技術基準を検討し，その結果に基づいて，地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また，大規模開発に当たっては，十分な連絡・調整を図るものとする。さらに，国及び地方公共団体は，住宅・宅地の液状化対策として，液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め，国民への適切な情報提供等を図るものとする。</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>5 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(2) 指定緊急避難場所</p> <p>○第2編1章6節7項(2)「指定緊急避難場所」</p> <p>(新設)</p>	<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 地震に強い国づくり，まちづくり</p> <p>3 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 建築物の安全化</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省〕，地方公共団体及び施設管理者は，建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策，ブロック塀及び家具の転倒防止対策，エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また，<u>国〔国土交通省，気象庁〕は，超高層建築物等における長周期地震動対策として，新築時に長周期地震動を考慮した設計を求めるとともに，既存の超高層建築物等の長周期地震動対策としての診断・改修の推進や，長周期地震動に関する情報提供を図るものとする。</u></p> <p>○国〔国土交通省〕は，<u>大地震の発生時に防災拠点等となる建築物の機能継続を図るために必要な事項について，広く周知するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 崖地，液状化対策等</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに，<u>宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省，国土地理院〕，地方公共団体及び公共・公益施設の管理者は，埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして，<u>地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに，施設の特性を踏まえた技術基準を検討し，その結果に基づいて，地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。</u>また，大規模開発に当たっては，十分な連絡・調整を図るものとする。さらに，国及び地方公共団体は，住宅・宅地の液状化対策として，液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め，国民への適切な情報提供等を図るものとする。</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>5 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(2) 指定緊急避難場所</p> <p>○第2編1章6節7項(2)「指定緊急避難場所」</p> <p>○<u>指定緊急避難場所については，市町村は，地震に伴う津波や火災に対応するため，災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及</u></p>

修正前	修正後
<p>(3) 指定避難所 ○第2編1章6節7項(3)「指定避難所」 <u>○指定緊急避難場所については、市町村は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</u></p> <p>7 応急復旧及び二次災害の防止活動関係 (略) ○国〔国土交通省、気象庁、林野庁〕及び地方公共団体は、<u>余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物、宅地及び土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進するものとする。</u> (略)</p> <p>11 災害復旧・復興への備え (6) 地震保険制度の<u>充実</u> ○国〔財務省〕は、被災者自らによる<u>生活再建の促進のため、地震保険の制度を充実し、普及率の向上を図る。</u></p> <p>第2章 災害応急対策 (略) ○別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる<u>応急対策活動要領及び計画</u>に定めるところによる<u>ものとする。</u></p> <p>第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 3 指定避難所 (2) <u>避難所</u>の運営管理等 ○第2編2章6節3項(2)「<u>避難所</u>の運営管理等」</p>	<p><u>び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</u></p> <p>(3) 指定避難所 ○第2編1章6節7項(3)「指定避難所」 (削除)</p> <p>7 応急復旧及び二次災害の防止活動関係 (略) ○国〔国土交通省、気象庁、林野庁〕及び地方公共団体は、<u>地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物、宅地及び土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進するものとする。</u> (略)</p> <p>11 災害復旧・復興への備え (6) 地震保険制度の<u>安定的運営</u> ○国〔財務省〕は、被災者自らによる<u>迅速かつ着実な生活再建のため、地震保険制度のより一層の安定的な運営に努め、地震保険の普及を図る。</u></p> <p>第2章 災害応急対策 (略) ○<u>大規模地震が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めるところに加え、「大規模地震・津波災害対策対処方針」に定めるところによるほか、別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる計画等に定めるところによる。</u></p> <p>第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 3 指定避難所 (2) <u>指定避難所</u>の運営管理等 ○第2編2章6節3項(2)「<u>指定避難所</u>の運営管理等」</p>

修正前	修正後
<p>4 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県による応急仮設住宅の提供 ○第2編2章6節4項(1)「被災都道府県による応急仮設住宅の提供」</p> <p>第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動</p> <p>2 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、<u>余震</u>又は降雨等による水害・土砂災害、<u>余震</u>による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止施策を講じることとする。 (略)</p> <p>(1) 水害・土砂災害対策 ○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、<u>余震</u>あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。 (略)</p> <p>(2) 建築物・構造物の倒壊 ○市町村は、<u>余震</u>による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。また、国〔国土交通省等〕及び都道府県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。</p>	<p>4 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県 <u>(救助実施市)</u> による応急仮設住宅の提供 ○第2編2章6節4項(1)「被災都道府県 <u>(救助実施市)</u> による応急仮設住宅の提供」</p> <p>第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動</p> <p>2 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、<u>地震</u>、降雨等による水害・土砂災害、<u>地震</u>による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止施策を講じることとする。 (略)</p> <p>(1) 水害・土砂災害対策 ○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、<u>地震</u>、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。 (略)</p> <p>(2) 建築物・構造物の倒壊 ○市町村は、<u>地震</u>による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。また、国〔国土交通省等〕及び都道府県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。</p>

第3編 地震災害対策編

修正前

修正後

別表（第2章関係）

<p>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されことなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<p>東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<p>地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上の震度が観測された場合、又は大津波警報が発表された場合</p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置された場合</p>	<p>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p>
<p>・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)</p>	<p>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定) ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ)</p>	<p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定)</p>	<p>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領」(平成19年6月21日中央防災会議決定)</p>	<p>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定)</p>

別表（第2章関係）

<p>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されことなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<p>東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<p>地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</p>	<p>(削除)</p>	<p>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p>
<p>・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)</p>	<p>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ)</p>	<p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、平成29年6月改定)</p>	<p>(削除)</p>	<p>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定)</p>

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，防災週間，津波防災の日及び防災関連行事等を通じ，住民に対し，津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・地震・津波は自然現象であり，想定を超える可能性があること，特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること，浸水想定区域外でも浸水する可能性があること，<u>避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災</u>も有り得ることなど，津波に関する想定・予測の不確実性</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は，津波災害を想定した訓練の実施に当たっては，<u>津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ，最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。</u></p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>5 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>(略)</p> <p>○指定緊急避難場所については，市町村は，被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し，想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって，災害発生時に迅速に避難場所の<u>開設</u>を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては，津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに，やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は，建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫，情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。</p> <p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(6) 地震保険制度の<u>充実</u></p>	<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，防災週間，津波防災の日及び防災関連行事等を通じ，住民に対し，津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・地震・津波は自然現象であり，想定を超える可能性があること，特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること，浸水想定区域外でも浸水する可能性があること，<u>指定緊急避難場所，指定避難所として指定された施設の孤立や被災</u>も有り得ることなど，津波に関する想定・予測の不確実性</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は，津波災害を想定した訓練の実施に当たっては，<u>最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さ</u>を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>5 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>(略)</p> <p>○指定緊急避難場所については，市町村は，被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し，想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって，災害発生時に迅速に避難場所の<u>開放</u>を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては，津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに，やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は，建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫，情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。</p> <p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(6) 地震保険制度の<u>安定的運営</u></p>

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
<p>○国〔財務省〕は、被災者自らによる <u>生活再建の促進のため、地震保険の制度を充実し、普及率の向上を図る。</u></p> <p>第2章 災害応急対策 (略)</p> <p>○別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる <u>応急対策活動要領及び計画</u> に定めるところによる <u>ものとする。</u></p> <p>第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 2 指定避難所 (2) <u>避難所</u>の運営管理等 ○第2編2章6節3項(2)「<u>避難所</u>の運営管理等」</p> <p>3 応急仮設住宅等 (1) 被災都道府県による応急仮設住宅の提供 ○第2編2章6節4項(1)「被災都道府県による応急仮設住宅の提供」</p>	<p>○国〔財務省〕は、被災者自らによる <u>迅速かつ着実な生活再建のため、地震保険制度のより一層の安定的な運営に努め、地震保険の普及を図る。</u></p> <p>第2章 災害応急対策 (略)</p> <p>○<u>大規模地震に伴う津波が発生したときに行う応急対策活動は、本章に定めるところに加え、「大規模地震・津波災害対策対処方針」に定めるところによるほか、別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる <u>計画等</u> に定めるところによる。</u></p> <p>第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 2 指定避難所 (2) <u>指定避難所</u>の運営管理等 ○第2編2章6節3項(2)「<u>指定避難所</u>の運営管理等」</p> <p>3 応急仮設住宅等 (1) 被災都道府県 <u>(救助実施市)</u>による応急仮設住宅の提供 ○第2編2章6節4項(1)「被災都道府県 <u>(救助実施市)</u>による応急仮設住宅の提供」</p>





修正前	修正後
<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>1 風水害に強い国づくり</p> <p>(2) 首都の防災性の向上</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府、等〕及び首都圏を構成する地方公共団体は、首都圏大規模水害対策のマスタープランである首都圏大規模水害対策大綱に基づき、早期に避難勧告等を発令する方法、避難誘導の実施体制、広域避難対策、復旧等の対応等について検討するものとする。</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成</p> <p>(略)</p> <p>○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、河川，下水道について築堤，<u>河床掘削等の河道の整備，遊水地，放水路，雨水渠等の建設，内水排除施設の整備等</u>を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。また、河川，下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・国〔国土交通省〕及び都道府県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深，浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。また、都道府県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状態に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定<sup>（新設）</sup>の情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水，雨水出水又</p>	<p>第5編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>1 風水害に強い国づくり</p> <p>(2) 首都の防災性の向上</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府等〕及び首都圏を構成する地方公共団体は、首都圏大規模水害対策のマスタープランである首都圏大規模水害対策大綱に基づき、早期に避難勧告等を発令する方法、避難誘導の実施体制、広域避難対策、復旧等の対応等について検討するものとする。</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成</p> <p>(略)</p> <p>○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、河川，下水道について築堤，<u>河道掘削，遊水地，放水路，雨水渠，内水排除施設等の整備等</u>を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。また、河川，下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・国〔国土交通省〕及び都道府県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深，浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。また、都道府県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状態に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定<sup>（新設）</sup>の情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>・市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、<u>河川管理者から必要な情報提供，助言等を受けつつ，過去の浸水実績等を把握したときは，これを水害リスク情報として住民，滞在者その他の者へ周知するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>・浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水，雨水出水又</p>

修正前	修正後
<p>は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項，並びに浸水想定区域内の地下街等，要配慮者利用施設，大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため，これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，土石流危険渓流，地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え，土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計，ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め，総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>・国〔農林水産省〕及び地方公共団体は，山地災害危険地区，地すべり危険箇所等における山地治山，防災林造成，地すべり防止施設の整備を行うとともに，山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。また，国〔農林水産省〕は，森林の有する災害防止機能に関する調査・研究等を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>(略)</p> <p><u>○国〔内閣府等〕は，被災市町村の災害対策本部の運営等の災害応急対策が円滑になされるよう，災害対応の知見が豊富な地方公共団体による知見の伝達のあり方等について，検討するものとする。</u></p> <p>第2節 国民の防災活動の促進</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>○市町村（都道府県）は，地域住民に対し，風水害のおそれのない適切な避難場所，避難路等について周知徹底するとともに，必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等，円滑な避難のため，自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p>(略)</p>	<p>は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項，並びに浸水想定区域内の地下街等，要配慮者利用施設，大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため，これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>・水防管理者は，洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには，河川管理者から必要な情報提供，助言等を受けつつ，浸水被害軽減地区に指定することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，土石流危険渓流，地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え，土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計，ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め，総合的な土砂災害対策を推進する。特に，<u>土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において，土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。</u></p> <p>(略)</p> <p>・国〔農林水産省〕及び地方公共団体は，山地災害危険地区，地すべり危険箇所等における山地治山，防災林造成，地すべり防止施設の整備を行うとともに，山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。<u>特に，流木災害が発生するおそれのある森林について，流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u>また，国〔農林水産省〕は，森林の有する災害防止機能に関する調査・研究等を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>第2節 国民の防災活動の促進</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>○市町村（都道府県）は，地域住民に対し，風水害のおそれのない適切な避難場所，避難路等について周知徹底するとともに，必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等，円滑な避難のため，自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>○国〔国土交通省，気象庁〕は，河川の洪水時の状況を住民が容易に理解ができるよう，<u>河川情報・気象情報の解説</u>に努め，報道機関等の協力を得て，国民に正確な知識を普及するものとする。</p> <p>○国〔国土交通省，気象庁〕は，土砂災害の状況を住民が容易に理解ができるよう，<u>土砂災害警戒情報・気象情報の解説</u>に努め，報道機関等の協力を得て，国民に正確な知識を普及するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>(略)</p> <p>○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は，洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき，避難誘導，浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。</p> <p>○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，関係機関の協力を得て，洪水時の避難確保に関する計画を策定し，それに基づき，避難誘導等の<u>訓練の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は，洪水時の浸水防止に関する計画に基づき，浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>(略)</p> <p>○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は，単独で又は共同して，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，浸水の防止のための活動に関する事項，避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに，避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。また，作成した避難確保・浸水防止計画，自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに，当該計画を公表するものとする。なお，避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては，接続ビル等（地下街等と連続する施設であって，当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。</p> <p>○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，避難の確保を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，<u>自衛水防組織の業務に関する</u></p>	<p>○国〔国土交通省，気象庁〕は，河川の洪水時の状況を住民が容易に理解ができるよう，<u>河川情報や，洪水警報の危険度分布などの気象情報の解説</u>に努め，報道機関等の協力を得て，国民に正確な知識を普及するものとする。</p> <p>○国〔国土交通省，気象庁〕は，土砂災害の状況を住民が容易に理解ができるよう，<u>土砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報などの気象情報の解説</u>に努め，報道機関等の協力を得て，国民に正確な知識を普及するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>(略)</p> <p>○<u>浸水想定区域内に位置し，</u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は，洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき，避難誘導，浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。</p> <p>○<u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し，</u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，関係機関の協力を得て，<u>水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し，それに基づき，避難誘導等の訓練を実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○<u>浸水想定区域内に位置し，</u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は，洪水時の浸水防止に関する計画に基づき，浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>(略)</p> <p>○<u>浸水想定区域内に位置し，</u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は，単独で又は共同して，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，浸水の防止のための活動に関する事項，避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに，避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。また，作成した避難確保・浸水防止計画，自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに，当該計画を公表するものとする。なお，避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては，接続ビル等（地下街等と連続する施設であって，当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。</p> <p>○<u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し，</u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，避難の確保を図るための施設の整備に関する事項，防災教</p>

修正前	修正後
<p>る事項等の計画の作成，当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし，作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。また，当該計画に基づき，<u>避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。</u></p> <p>○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は，防災体制に関する事項，浸水の防止のための活動に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし，作成した浸水防止計画，自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。</p> <p>第3節 風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進                  (2) 予測，観測の充実・強化等                  (略)                  ○国〔気象庁〕は，気象予測の高度化を図る。特に，降水短時間予報等時間的・地域的に細分化した大雨予測技術や竜巻等突風予測技術の精度向上を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え                  (略)                  ○国〔国土交通省〕は，豪雨に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等に伴う被害の拡大防止のため，緊急工事，必要な資機材の調達，避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を予め策定するものとする。また，これを迅速，効果的に実施できるよう，日頃から関係公共団体，関係機関等との連携を強化するとともに，実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>1 災害発生直前対策関係                  (1) 警報等の発表及び伝達                  ○国〔気象庁〕は，気象特別警報，警報及び注意報については，警戒・注意の必要な市町村を明確にし，効果的な防災対応につながるよう，市町村ごとに発表するものとする。</p>	<p>育・訓練に関する事項，<u>水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し，当該計画に基づき，避難誘導等の訓練を実施するものとする。また，作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。</u></p> <p>○<u>浸水想定区域内に位置し，市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は，防災体制に関する事項，浸水の防止のための活動に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし，作成した浸水防止計画，自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。</u></p> <p>第3節 風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進                  (2) 予測，観測の充実・強化等                  (略)                  ○国〔気象庁〕は，気象予測の高度化を図る。特に，降水短時間予報等時間的・地域的に細分化した大雨予測技術や竜巻等突風予測技術の精度向上を行うものとする。<u>また，災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報を早い段階から分かりやすい形で提供することに努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え                  (略)                  ○国〔国土交通省〕は，豪雨に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等に伴う被害の拡大防止のため，緊急工事，必要な資機材の調達，避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を予め策定するものとする。また，これを迅速，効果的に実施できるよう，日頃から関係公共団体，関係機関等との連携を強化するとともに，実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>○水災については，国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」，「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し，国，地方公共団体，河川管理者，水防管理者等の多様な関係者で，密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p>1 災害発生直前対策関係                  (1) 警報等の発表及び伝達                  ○国〔気象庁〕は，気象特別警報，警報及び注意報については，警戒・注意の必要な市町村を明確にし，効果的な防災対応につながるよう，市町村ごとに発表するものとする。<u>その際，早期より警戒を呼びかける情報や，危険度やその切迫度を伝える情</u></p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(2) 住民の避難誘導體制</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害未然防止活動</p> <p>(略)</p> <p>○国及び水防管理者は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>(略)</p>	<p>報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民の避難誘導體制</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。</p> <p>○市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省〕及び都道府県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害未然防止活動</p> <p>(略)</p> <p>○国及び水防管理者は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。</p> <p>○水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>○指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の <u>開設</u> を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p>	<p>○指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の <u>開放</u> を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p>
<p>第2章 災害応急対策</p>	<p>第2章 災害応急対策</p>
<p>第1節 災害発生直前の対策</p>	<p>第1節 災害発生直前の対策</p>
<p>1 風水害に関する警報等の伝達</p>	<p>1 風水害に関する警報等の伝達</p>
<p>○国〔気象庁〕は、風、降雨等の気象現象により災害が発生する可能性がある場合には、地方公共団体等における避難勧告等の発令等の災害応急対策の実施や住民の自主的防災活動に資するため、現象の状況に応じて、大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその <u>補完的な</u> 情報等の防災気象情報を都道府県等に伝達するとともに、報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。</p>	<p>○国〔気象庁〕は、風、降雨等の気象現象により災害が発生する可能性がある場合には、地方公共団体等における避難勧告等の発令等の災害応急対策の実施や住民の自主的防災活動に資するため、現象の状況に応じて、大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその <u>補足的な</u> 情報等の防災気象情報を都道府県等に伝達するとともに、報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○国〔気象庁〕は、迅速な水防活動等災害応急対策の実施等を支援するために、降水短時間予報等の雨量予報情報の提供に努めるものとする。</p>	<p>○国〔気象庁〕は、迅速な水防活動等災害応急対策の実施等を支援するために、<u>流域雨量指数の予測値、洪水警報の危険度分布及び降水短時間予報等の雨量予報情報の提供に努めるものとする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 災害未然防止活動</p>	<p>4 災害未然防止活動</p>
<p>○国〔国土交通省〕及び水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。</p>	<p>○国〔国土交通省〕及び水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。<u>また、水防管理者は、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p>	<p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p>
<p>3 指定避難所</p>	<p>3 指定避難所</p>
<p>(2) <u>避難所</u> の運営管理等</p>	<p>(2) <u>指定避難所</u> の運営管理等</p>
<p>○第2編2章6節3項(2)「<u>避難所の運営管理等</u>」</p>	<p>○第2編2章6節3項(2)「<u>指定避難所</u>の運営管理等」</p>
<p>4 応急仮設住宅等</p>	<p>4 応急仮設住宅等</p>
<p>(1) 被災都道府県による応急仮設住宅の提供</p>	<p>(1) 被災都道府県 <u>(救助実施市)</u> による応急仮設住宅の提供</p>
<p>○第2編2章6節4項(1)「被災都道府県による応急仮設住宅の提供」</p>	<p>○第2編2章6節4項(1)「被災都道府県 <u>(救助実施市)</u> による応急仮設住宅の提供」</p>

修正前	修正後
<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 火山災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 火山災害に強いまちの形成 (略)</p> <p>○国〔内閣府，消防庁，農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民，登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し，あらかじめ避難のための道路，港湾，広場等の整備の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及 (略)</p> <p>○登山者等は，自らの安全を確保するため，噴火のおそれに関する情報の収集，関係者との連絡手段の確保，登山届（登山届，登山計画書，登山カード等をいう。以下同じ。）の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>5 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 指定緊急避難場所 (略)</p> <p>○指定緊急避難場所については，市町村は，被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全性を有する施設等であって，災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p>11 災害復旧・復興への備え (新設) (新設)</p>	<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 火山災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 火山災害に強いまちの形成 (略)</p> <p>○国〔内閣府，消防庁，農林水産省，国土交通省，<u>国土地理院</u>〕及び地方公共団体は，火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民，登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し，<u>詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の推進</u>，あらかじめ避難のための道路，港湾，広場等の整備の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及 (略)</p> <p>○登山者等は，自らの安全を確保するため，噴火のおそれに関する情報の収集，関係者との連絡手段の確保，登山届（登山届，登山計画書，登山カード等をいう。以下同じ。）の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>○国〔内閣府，財務省〕は，家屋等が被災した場合，復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから，被災した場合でも，一定の保証が得られるよう，住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。</u></p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>5 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 指定緊急避難場所 (略)</p> <p>○指定緊急避難場所については，市町村は，被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全性を有する施設等であって，災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p>11 災害復旧・復興への備え <u>(5) 地震保険制度の安定的運営</u> <u>○国〔財務省〕は，被災者自らによる迅速かつ着実な生活再建のため，地震保険制度のより一層の安定的な運営に努め，地震保険の普及を図る。</u></p>

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策            第5節 避難の受入れ及び情報提供活動            3 指定避難所            (2) <u>避難所</u>の運営管理等            ○第2編2章6節3項(2)「<u>避難所</u>の運営管理等」</p> <p>4 応急仮設住宅等            (1) 被災都道府県による応急仮設住宅の提供            ○第2編2章6節4項(1)「被災都道府県による応急仮設住宅の提供」</p>	<p>第2章 災害応急対策            第5節 避難の受入れ及び情報提供活動            3 指定避難所            (2) <u>指定避難所</u>の運営管理等            ○第2編2章6節3項(2)「<u>指定避難所</u>の運営管理等」</p> <p>4 応急仮設住宅等            (1) 被災都道府県 <u>(救助実施市)</u>による応急仮設住宅の提供            ○第2編2章6節4項(1)「被災都道府県 <u>(救助実施市)</u>による応急仮設住宅の提供」</p>



第7編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>第7編 雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 雪害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>2 雪害に強いまちづくり</p> <p>(1) 雪害に強いまちの形成 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 除雪体制等の整備</p> <p>○豪雪等に対し，道路交通及び鉄道交通を確保できるよう，国〔国土交通省〕，地方公共団体及び鉄道事業者は，除雪活動を実施するための除雪機械，除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに，所管施設の緊急点検，除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど <u>効率的・効果的な</u> 除雪に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底</p> <p>○第2編1章3節1項「防災思想の普及，徹底」 (新設)</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及 (略)</p> <p>○市町村（都道府県）は，雪崩の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう，雪崩危険箇所等の防災に関する総合的な資料を，図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ，防災</p>	<p>第7編 雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 雪害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>2 雪害に強いまちづくり</p> <p>(1) 雪害に強いまちの形成</p> <p><u>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても，道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため，地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 除雪体制等の整備</p> <p>○豪雪等に対し，道路交通及び鉄道交通を確保できるよう，国〔国土交通省〕，地方公共団体，<u>高速道路事業者</u> 及び鉄道事業者は，除雪活動を実施するための除雪機械，除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに，所管施設の緊急点検，除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど <u>最大限の</u> 効率的・効果的な除雪に努めるものとする。特に，<u>集中的な大雪</u> に対しては，国〔国土交通省〕，地方公共団体及び<u>高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に，車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上，予防的な通行規制を行い，集中的な除雪作業に努めるものとする。</u></p> <p><u>○熟練したオペレータの高齢化や減少等，地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため，国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底</p> <p>○第2編1章3節1項「防災思想の普及，徹底」</p> <p><u>○集中的な大雪が予測される場合は，国民一人一人が非常時であることを理解して，降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等，主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。</u></p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及 (略)</p> <p>○市町村（都道府県）は，雪崩の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう，雪崩危険箇所等の防災に関する総合的な資料を，図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ，防災</p>

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。また、地域の実情に応じ、防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。</p>	<p>マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。また、地域の実情に応じ、防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○都道府県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。</u></p>
<p>第3節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進</p>	<p>第3節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進</p>
<p>(3) 社会学的研究等の推進</p>	<p>(3) 社会学的研究等の推進</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○雪崩等により被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ、国又は地方公共団体に報告する。国又は地方公共団体は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずる。</p>	<p>○雪崩等により被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ、国又は地方公共団体に報告する。国又は地方公共団体は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○国〔国土交通省〕は、冬期の道路交通を確保するため、ICT等の新技術活用に向けて検討を進めるものとする。</u></p>
<p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p>	<p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p>
<p>1 災害発生直前対策関係</p>	<p>1 災害発生直前対策関係</p>
<p>(3) 災害未然防止活動</p>	<p>(3) 災害未然防止活動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○国〔気象庁〕は、発表する情報について都道府県と連携しつつ市町村での効果的利活用に関する助言に努めるものとする。</p>	<p>○国〔気象庁〕は、発表する情報について都道府県と連携しつつ市町村での効果的利活用に関する助言に努めるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。</u></p>
<p>6 緊急輸送活動関係</p>	<p>6 緊急輸送活動関係</p>
<p>○第2編1章6節6項「緊急輸送活動関係」</p>	<p>○第2編1章6節6項「緊急輸送活動関係」</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノー</u></p>

修正前	修正後
<p>10 防災関連機関等の防災訓練の実施            (1) 防災訓練の実施            ○第2編1章6節10項(2)「地方における防災訓練の実施」            (新設)</p> <p>第2章 災害応急対策            第1節 災害発生直前の対策            1 雪害に関する警報等の伝達            (略)</p> <p>○国〔国土交通省〕は、自ら又は気象庁を通じて被害を及ぼす可能性のある気象状況等を把握した時は、この情報を情報板、ビーコン等により、速やかに道路利用者等に伝達する。            (新設)</p> <p>(略)</p> <p>2 住民等の避難誘導            (略)</p> <p>○市町村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、<u>指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u>            (略)</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動            2 指定避難所            (2) <u>避難所</u>の運営管理等            ○第2編2章6節3項(2)「<u>避難所</u>の運営管理等」</p> <p>3 応急仮設住宅等            (1) 被災都道府県による応急仮設住宅の提供</p>	<p><u>モバイルや簡易な除雪車の配備，融雪剤の用意等，大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。</u></p> <p>10 防災関連機関等の防災訓練の実施            (1) 防災訓練の実施            ○第2編1章6節10項(2)「地方における防災訓練の実施」  <u>○道路管理者は，関係機関等と連携し，大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。</u></p> <p>第2章 災害応急対策            第1節 災害発生直前の対策            1 雪害に関する警報等の伝達            (略)</p> <p>○国〔国土交通省〕は、自ら又は気象庁を通じて被害を及ぼす可能性のある気象状況等を把握した時は、この情報を情報板、ビーコン等により、速やかに道路利用者等に伝達する <u>ものとする。</u>  <u>○道路管理者は，降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して，できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際，当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し，日時，迂回経路等を示すものとする。また，降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</u>            (略)</p> <p>2 住民等の避難誘導            (略)</p> <p>○市町村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、<u>住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動            2 指定避難所            (2) <u>指定避難所</u>の運営管理等            ○第2編2章6節3項(2)「<u>指定避難所</u>の運営管理等」</p> <p>3 応急仮設住宅等            (1) 被災都道府県 (<u>救助実施市</u>)による応急仮設住宅の提供</p>

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
○第2編2章6節4項(1)「被災都道府県による応急仮設住宅の提供」	○第2編2章6節4項(1)「被災都道府県 <u>(救助実施市)</u> による応急仮設住宅の提供」

修正前	修正後
<p>第 12 編 原子力災害対策編 (略)</p> <p>○本編 1 章から 3 章における，実用発電用原子炉施設から <u>概ね 5 k m 圏内</u> の原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（以下「P A Z」という。）の導入や，原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力事業所災害対策」という。）の実施を統括管理するための施設（以下「緊急時対策所」という。），原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い，かつ，緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。），原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び同施設の活用等については，実用発電用原子炉における原子力災害への対応等に関するものであるため，それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については，<u>国〔原子力規制委員会〕において更なる検討をしていくこととし，当面の間は，当該実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 1 章 災害予防 第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え 2 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (1) 避難誘導 (略) ○地方公共団体は，屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定するものとし，国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，内閣府〕及び原子力事業者は，必要な支援を行うものとする。特に，P A Z 内の地方公共団体（P A Z を管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においては，迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする。また，実用発電用原子炉施設から <u>概ね 30k m 圏内</u> の原子力災害対策指針に基づく <u>緊急時防護措置</u> を準備する区域（以下「U P Z」という。）内の地方公共団体（U P Z を管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においても，広域避難計画を策定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定緊急避難場所 (略) ○指定緊急避難場所については，市町村は，被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって，災害発生時に迅速に避難場所の <u>開設</u> を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。なお，風向等の気象条件により，避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。</p> <p>(3) 指定避難所</p>	<p>第 12 編 原子力災害対策編 (略)</p> <p>○本編 1 章から 3 章における，実用発電用原子炉施設から <u>おおむね半径 5 k m 圏内</u> の原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（以下「P A Z」という。）の導入や，原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力事業所災害対策」という。）の実施を統括管理するための施設（以下「緊急時対策所」という。），原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い，かつ，緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。），原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び同施設の活用等については，実用発電用原子炉における原子力災害への対応等に関するものであるため，それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については，<u>当該実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 1 章 災害予防 第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え 2 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (1) 避難誘導 (略) ○地方公共団体は，屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定するものとし，国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，内閣府〕及び原子力事業者は，必要な支援を行うものとする。特に，P A Z 内の地方公共団体（P A Z を管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においては，迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする。また，実用発電用原子炉施設から <u>おおむね半径 30k m 圏内</u> の原子力災害対策指針に基づく <u>緊急防護措置</u> を準備する区域（以下「U P Z」という。）内の地方公共団体（U P Z を管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においても，広域避難計画を策定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定緊急避難場所 (略) ○指定緊急避難場所については，市町村は，被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって，災害発生時に迅速に避難場所の <u>開放</u> を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。なお，風向等の気象条件により，避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。</p> <p>(3) 指定避難所</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○指定避難所の指定に当たっては、風向等の気象条件により <u>避難所</u> が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。</p> <p>(5) 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国、市町村（都道府県）及び原子力事業者は、情報収集事態（<u>原子力施設等立地市町村で震度5弱及び震度5強が発生した事態（原子力施設等立地都道府県における震度が6弱以上であった場合を除く）をいう。以下同じ。）及び警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）</u>発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 物資の調達、供給活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国、地方公共団体及び原子力事業者等は、備蓄を行うに当たって、大規模な原子力災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は <u>避難所</u> の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立</p> <p>1 情報収集事態発生時の連絡等</p> <p>○情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・<u>内閣府原子力事故合同警戒本部</u> 及び原子力規制委員会・<u>内閣府原子力事故合同現地警戒本部</u> を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○原子力規制委員会・<u>内閣府原子力事故合同警戒本部</u> は、P A Z内及びU P Z内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。</p> <p>2 警戒事態発生時の連絡等</p> <p>(略)</p> <p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、P A Z内の地方公共団体に対し、<u>連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避</u></p>	<p>(略)</p> <p>○指定避難所の指定に当たっては、風向等の気象条件により <u>指定避難所</u> が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。</p> <p>(5) 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国、市町村（都道府県）及び原子力事業者は、情報収集事態（<u>原子力事業所所在市町村で震度5弱又は震度5強が発生した事態をいう。以下同じ。）及び警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）</u>発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 物資の調達、供給活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国、地方公共団体及び原子力事業者等は、備蓄を行うに当たって、大規模な原子力災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は <u>指定避難所等</u> の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 災害直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立</p> <p>1 情報収集事態発生時の連絡等</p> <p>○情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・<u>内閣府合同情報連絡室</u> 及び原子力規制委員会・<u>内閣府合同現地情報連絡室</u> を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○原子力規制委員会・<u>内閣府合同情報連絡室</u> は、P A Z内及びU P Z内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。</p> <p>2 警戒事態発生時の連絡等</p> <p>(略)</p> <p>○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、P A Z内の地方公共団体に対し、<u>連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。また、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難準備（避</u></p>

修正前	修正後
<p>難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。)の避難準備(避難先, 輸送手段の確保等)を要請するものとする。その際併せて, 気象情報を提供するものとする。 (略)</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等 (1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡 (略)</p> <p>○地方公共団体は, 通報がない状態において地方公共団体が設置しているモニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生(通報)を行うべき数値の検出を発見した場合は, 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官に連絡するものとする。連絡を受けた原子力防災専門官は, 直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ, 原子力事業者(施設)の状況の確認を行うよう指示し, その結果を国〔原子力規制委員会〕及び関係地方公共団体に連絡するものとする。 (略)</p> <p>4 全国緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報, 被害情報等の連絡) ○原子力防災管理者は, 全面緊急事態発生後又は発生(通報)を受けた場合, 直ちに官邸〔内閣官房〕, 原子力規制委員会, 内閣府, 関係地方公共団体, 関係都道府県の警察本部, 所在市町村の消防機関, 最寄りの海上保安部署, 原子力防災専門官, 地方放射線モニタリング対策官等に同時に文書を送信する。さらに, 送信後, 直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお, 通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては, 原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。 (略)</p> <p>○原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官等現地に配置された原子力規制庁の職員は, 対策拠点施設において, 必要な情報の収集を行うとともに, 原子力事業者, 緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体, 関係機関等の間の連絡・調整等を行うものとする。 (略)</p> <p>○原子力災害対策本部は, 関係地方公共団体及び住民に対して, 必要に応じ, 衛星電話, インターネットメール, N-ALERT等多様な通信手段を用いて, 原子力災害対策本部の指示等(内容)を確実に伝達するものとする。(所在都道府県及び関係周辺都道府県は, その内容を関係周辺市町村に連絡するものとする。)</p> <p>7 指定行政機関等の活動体制 (1) 施設敷地緊急事態への対応 一 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官の対応</p>	<p>難先, 輸送手段の確保等)を要請するものとする。その際併せて, 気象情報を提供するものとする。 (略)</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等 (1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡 (略)</p> <p>○地方公共団体は, 通報がない状態において地方公共団体が設置しているモニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生(通報)を行うべき数値の検出を発見した場合は, 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するものとする。連絡を受けた原子力防災専門官は, 直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ, 原子力事業者(施設)の状況の確認を行うよう指示し, その結果を国〔原子力規制委員会〕及び関係地方公共団体に連絡するものとする。 (略)</p> <p>4 全国緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報, 被害情報等の連絡) ○原子力防災管理者は, 全面緊急事態発生後又は発生(通報)を受けた場合, 直ちに官邸〔内閣官房〕, 原子力規制委員会, 内閣府, 関係地方公共団体, 関係都道府県の警察本部, 所在市町村の消防機関, 最寄りの海上保安部署, 原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに, 送信後, 直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお, 通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては, 原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。 (略)</p> <p>○原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等現地に配置された原子力規制庁の職員は, 対策拠点施設において, 必要な情報の収集を行うとともに, 原子力事業者, 緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体, 関係機関等の間の連絡・調整等を行うものとする。 (略)</p> <p>○原子力災害対策本部は, 関係地方公共団体及び住民に対して, 必要に応じ, 衛星電話, インターネットメール等多様な通信手段を用いて, 原子力災害対策本部の指示等(内容)を確実に伝達するものとする。(所在都道府県及び関係周辺都道府県は, その内容を関係周辺市町村に連絡するものとする。)</p> <p>7 指定行政機関等の活動体制 (1) 施設敷地緊急事態への対応 一 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官の対応</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○<u>地方放射線モニタリング対策官</u>は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として、緊急時モニタリングに必要な業務を行うものとする。</p> <p>第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>○原子力災害対策本部が指示を行うに当たって、原子力災害対策本部から事前に指示案を伝達された関係地方公共団体の長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>2 指定避難所等</p> <p>(2) <u>避難所等</u>の運営管理</p> <p>○第2編2章6節3項(2)「<u>避難所</u>の運営管理等」</p> <p>○市町村は、<u>各避難所等</u>の適切な運営管理を行うものとする。この際、<u>避難所等</u>における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、避難退域時検査及び簡易除染の実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。また、市町村等は、<u>避難所</u>の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>6 要配慮者への配慮</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、避難誘導、<u>避難所</u>での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、<u>避難所</u>での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>8 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 周辺住民等への情報伝達活動</p>	<p>(略)</p> <p>○<u>上席放射線防災専門官</u>は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として、緊急時モニタリングに必要な業務を行うものとする。</p> <p>第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>○原子力災害対策本部が指示を行うに当たって、原子力災害対策本部から事前に指示案を伝達された関係地方公共団体の長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p> <p>○<u>複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 指定避難所等</p> <p>(2) <u>指定避難所等</u>の運営管理</p> <p>○第2編2章6節3項(2)「<u>指定避難所</u>の運営管理等」</p> <p>○市町村は、<u>各指定避難所等</u>の適切な運営管理を行うものとする。この際、<u>指定避難所等</u>における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、避難退域時検査及び簡易除染の実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。また、市町村等は、<u>指定避難所</u>の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>6 要配慮者への配慮</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、避難誘導、<u>指定避難所等</u>での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、<u>指定避難所等</u>での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>8 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 周辺住民等への情報伝達活動</p>



修正前	修正後
<p>○原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、各々の機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や<u>避難所</u>等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。また、原子力災害対策本部、現地対策本部等は、特に、原子力災害の状況のうち、原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果等について正確かつきめ細やかな伝達に配慮して情報提供を行うものとする。</p>	<p>○原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、各々の機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や<u>指定避難所</u>等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。また、原子力災害対策本部、現地対策本部等は、特に、原子力災害の状況のうち、原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果等について正確かつきめ細やかな伝達に配慮して情報提供を行うものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第6節 救助・救急、医療及び消火活動</p>	<p>第6節 救助・救急、医療及び消火活動</p>
<p>4 惨事ストレス対策</p>	<p>4 惨事ストレス対策</p>
<p>○第2編2章4節 <u>4項</u> 「惨事ストレス対策」</p>	<p>○第2編2章4節 <u>5項</u> 「惨事ストレス対策」</p>
<p>第11節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応</p>	<p>第11節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○緊急災害対策本部は、<u>避難所等</u>の被災者に対する通常の支援（物資供給、<u>避難所環境整備</u>、健康管理支援等）について、自然災害による避難者、原子力災害による避難者を一体的に取り扱うものとする。原子力災害対策本部は、緊急災害対策本部と緊密な連携をとりつつ、避難又は一時移転者の避難退域時検査及び簡易除染等を行うものとする。また、その他放射線に <u>かかる</u> 健康管理・相談等の原子力災害固有の課題への対応についても原子力災害対策本部で行うものとする。</p>	<p>○緊急災害対策本部は、<u>指定避難所等</u>の被災者に対する通常の支援（物資供給、<u>指定避難所の環境整備</u>、健康管理支援等）について、自然災害による避難者、原子力災害による避難者を一体的に取り扱うものとする。原子力災害対策本部は、緊急災害対策本部と緊密な連携をとりつつ、避難又は一時移転者の避難退域時検査及び簡易除染等を行うものとする。また、その他放射線に <u>係る</u> 健康管理・相談等の原子力災害固有の課題への対応についても原子力災害対策本部で行うものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第4章 原子力艦の原子力災害</p>	<p>第4章 原子力艦の原子力災害</p>
<p>第2節 屋内退避、避難の受入れ等の防護及び情報提供活動</p>	<p>第2節 屋内退避、避難の受入れ等の防護及び情報提供活動</p>
<p>2 指定避難所</p>	<p>2 指定避難所</p>
<p>(2) <u>避難所</u>の運営管理</p>	<p>(2) <u>指定避難所</u>の運営管理</p>
<p>○市町村は、<u>各避難所</u>の適切な運営・管理を行うものとする。この際、<u>避難所</u>における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。</p>	<p>○市町村は、<u>各指定避難所</u>の適切な運営・管理を行うものとする。この際、<u>指定避難所</u>における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。</p>
<p>○関係地方公共団体は、<u>避難所</u>ごとに受入れている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。</p>	<p>○関係地方公共団体は、<u>指定避難所</u>ごとに受入れている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。</p>
<p>○関係地方公共団体は、<u>避難所</u>における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p>	<p>○関係地方公共団体は、<u>指定避難所</u>における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>4 要配慮者への配慮                      ○関係地方公共団体は、避難誘導、<u>避難所</u>の生活に関して、要配慮者及び一時滞在者に十分配慮し、<u>避難所</u>での健康状態の把握等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>4 要配慮者への配慮                      ○関係地方公共団体は、避難誘導、<u>指定避難所等</u>の生活に関して、要配慮者及び一時滞在者に十分配慮し、<u>指定避難所等</u>での健康状態の把握等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p>

第13編 危険物等災害対策編

修正前	修正後
<p>第13編 危険物等災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>2 指定避難所</p> <p>(2) <u>避難所</u>の運営管理</p> <p>○第2編2章6節3項(2)「<u>避難所</u>の運営管理等」</p>	<p>第13編 危険物等災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>2 指定避難所</p> <p>(2) <u>指定避難所</u>の運営管理</p> <p>○第2編2章6節3項(2)「<u>指定避難所</u>の運営管理等」</p>

第 14 編 大規模な火事災害対策編

修正前	修正後
<p>第 14 編 大規模な火事災害対策編</p> <p>第 1 章 災害予防</p> <p>第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>4 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(2) 指定緊急避難場所 (略)</p> <p>○指定緊急避難場所については，市町村は，木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって，災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては，必要に応じ，大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</p> <p>第 2 章 災害応急対策</p> <p>第 4 節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>3 指定避難所</p> <p>(2) 避難所の運営管理</p> <p>○第 2 編 2 章 6 節 3 項(2)「<u>避難所</u>の運営管理等」</p>	<p>第 14 編 大規模な火事災害対策編</p> <p>第 1 章 災害予防</p> <p>第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>4 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(2) 指定緊急避難場所 (略)</p> <p>○指定緊急避難場所については，市町村は，木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって，災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては，必要に応じ，大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。</p> <p>第 2 章 災害応急対策</p> <p>第 4 節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>3 指定避難所</p> <p>(2) 指定避難所の運営管理</p> <p>○第 2 編 2 章 6 節 3 項(2)「<u>指定避難所</u>の運営管理等」</p>

第 15 編 林野火災対策編

修正前	修正後
<p>第 15 編 林野火災対策編</p> <p>第 2 章 災害応急対策</p> <p>第 4 節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>2 指定避難所</p> <p>(2) <u>避難所</u> の運営管理</p> <p>○第 2 編 2 章 6 節 3 項(2)「<u>避難所</u> の運営管理等」</p>	<p>第 15 編 林野火災対策編</p> <p>第 2 章 災害応急対策</p> <p>第 4 節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>2 指定避難所</p> <p>(2) <u>指定避難所</u> の運営管理</p> <p>○第 2 編 2 章 6 節 3 項(2)「<u>指定避難所</u> の運営管理等」</p>

以上